

第2章 災害に強い都市づくりガイドライン

本章においては、地震被害の最小化（減災）を図るため、日常の都市づくりに盛り込むべき防災上の重要事項をガイドラインとしてとりまとめています。実施可能なものから順に取り組んでいただき、着実に都市の防災機能を高めていくことが、災害に強い都市づくりにつながると考えられます。

ガイドラインの内容

ガイドラインは、次の3つの視点から、地震防災上の重要事項を検討し、メニュー形式で整理したものです。

1. 施設の配置及び規模 ~ 幹線道路等の配置密度や最小幅員など。
2. 施設の防災機能の向上 ~ 道路・公園での植樹、用水、照明の工夫など。
3. 施設及び事業間の連携 ~ 防災拠点と周辺整備、河川とアクセス道路の連携など。

また、災害時に都市基盤施設や民間施設などを有効に活用できるよう、必要となる人員の確保など組織・連携体制を今一度確認し、初動体制を確立しておくことが重要です。

なお、文中にその他の関連するメニューを「参照 メニュー番号、メニュー名」として表示しています。ご利用ください。

- | | |
|--|-----|
| 1. 市町村が主体的に『防災都市づくり計画』を策定する。 | P17 |
| 延焼遮断帯、避難地・避難路、密集市街地整備を計画的に実施。 | |
| 2. 密集市街地を防災街区として整備を図るため『防災街区整備方針』を策定する。 | P21 |
| 客観指標を用いて危険な密集市街地を選定し、優先的に再整備。 | |
| 3. 避難路沿道などで『路線式の防火地域』指定を推進する。 | P22 |
| 周辺不燃化により延焼遮断帯の形成や避難地・避難路の安全性を向上。
延焼危険度の高い密集市街地等において、防火・準防火地域を指定。 | |
| 4. 府と市町村が協同で『都市復興マニュアル』を事前に作成する。 | P24 |
| 被災後の迅速な建築制限や都市計画手続き等のためのマニュアルを作成。 | |
| 5. 広域防災上重要となる『骨格安全軸』を重点整備する。 | P25 |
| 周辺山系、大阪湾岸、大規模河川、大阪中央環状線の防災機能強化。
(都市山麓グリーンベルト、耐震強化岸壁、河川船着場の整備、橋梁耐震補強など) | |
| 6. 防災拠点の形成とネットワーク化を推進する。 | P27 |
| 防災拠点へのアクセス道路網を強化するとともに、周辺整備を充実。
公園、港湾、河川を救援、避難、輸送等のための拠点として整備。
防災拠点等を結ぶ緊急交通路の確保、強化を重点的に実施。 | |
| 7. 都市基盤施設の耐震強化を計画的に推進する。 | P34 |
| 緊急輸送の確保、二次災害の防止等の観点から実施計画を策定。
施設の重要度、代替施設の状況、応急復旧の難易度等から耐震水準を設定。 | |

- 8. 緊急活動と延焼防止のため幹線道路等を『基本安全軸』として整備推進する。** P35
- 幅員 16m 以上、2 km メッシュの幹線道路等により、広域避難地や防災拠点等を連絡。沿道不燃化、防災植樹、落下物防止、無電柱化等を推進し、防災機能を強化。鉄軌道、河川等の空間も活用し、安全軸ネットワークを形成。
- 9. 幹線道路や河川空間、耐火建築物群などを活用し、延焼遮断帯を整備する。** P39
- 基本安全軸における重点整備と既存ストックを活用した効率的な整備。
- 10. 避難地・避難路を適切に配置し、段階的で安全な避難体系を確立する。** P41
- 避難地・避難路の段階的な配置と既存ストックの活用。
 密集市街地等における広域避難地の確保。
 身近な公園の重点整備と機能強化。
 避難誘導のための案内標識や太陽電池式照明灯等の設置。
- 11. 防火効果の高い植樹による『防災植樹』を推進する。** P48
- 防火樹種、配置パターン、防災上の重要度を踏まえた計画的な推進。
- 12. 河川や下水処理水などを活用し、災害時に役立つ身近な水源を確保する。** P49
- 取水しやすい河川整備と下水処理水を利用したせせらぎ等の整備。
- 13. 日常の生活行動を踏まえた施設整備により『安全生活圏』を形成する。** P53
- 生活圏の広がりに応じた施設整備と自主防災の取り組みを強化。
 身近な施設の防災機能の向上や日頃からの認知、利用を促進。
- 14. 密集市街地では、街路や広場等の基盤整備と建築物の改善を重層的に実施する。** P56
- 都市基盤と住宅・住環境の整備を総合的に推進。(災害に強いすまいとまちづくり)
 『中規模街路』(原則、幅員 8m 以上)を約 250m メッシュで配置し、避難地等に接続。
- 15. 駅前等の中心市街地では、地域の防災拠点となる安全性の高い整備を実施する。** P61
- 駅前へのアクセス強化や防災を考慮した駅前広場での空間確保。
 市街地再開発等における延焼防止、避難空間やライフラインの確保。
 公共公益施設等の集中配置による地域の防災拠点の形成。
- 16. 面整備事業に際しては、周辺地域の防災をも考慮した施設配置を行う。** P62
- 土地区画整理事業では、周辺地域も考慮し、街路、公園、公益施設等を配置。
 市街地再開発事業では、地域の防災拠点となる施設、空間整備を実施。
- 17. 災害危険度を公表し、行政と住民が協働でまちづくりを進める。** P64
- 都市計画基礎調査等を活用し、災害危険度を判定の上、結果を公表。
 『まちづくり協議会』の設立を促進し、住民のまちづくり活動を支援。
 「住民の意識向上」を「公民協働のまちづくり」につなげる取組を促進。
- 18. 既存建築物・宅地の耐震性を向上する。** P69
- 既存公共建築物の耐震性確保を計画的に推進、民間建築物の耐震性向上を促進。
 既存宅地等の安全性を向上。